

健 第 1139号  
平成25年 2月 4日

(社) 岡山県医師会長 }  
(一社) 岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

このことについて、厚生労働省健康局長から、別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は、「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」にてご覧になれます。

記

○送付書類

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

平成25年2月1日付け健発0201第1号 厚生労働省健康局長通知

平成25年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的勧奨の取り扱いについて

平成25年2月1日付け 厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班  
安藤

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

Tel. 086-226-7331

Fax. 086-225-7283

健発0201第1号  
平成25年2月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

### 予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第26号）が本日公布され、平成25年4月1日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりである。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。なお、本改正に伴い、追って関係通知を発出する予定である。なお、本通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

#### 記

#### 1 結核の定期の予防接種の対象者の変更について

##### (1) 改正の概要

結核の定期の予防接種の対象者を「生後6月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大する。

また、本改正に伴い、改正前の予防接種法施行令第1条の2第2項の規定は削除する。（予防接種法施行令第1条の2第1項関係）

##### (2) 留意事項

結核の定期の予防接種は、平成25年4月1日より、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として行うこと。ただし、地域における結核の発生状況等固有の事情を勘案する必要がある場合は、この限りではない。

## 2 日本脳炎の積極的勧奨等について

### 改正の概要

平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期の予防接種を受ける機会を逸した平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については、4歳以上20歳未満の者を定期の予防接種の対象者とする規定を設けている。今般の改正により、当該規定の対象に、平成7年4月2日～5月31日までの間に生まれた者を追加する。（附則第4項関係）

## 3 施行期日

平成25年4月1日

事 務 連 絡  
平成 25 年 2 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 25 年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的勧奨の取扱いについて

日頃より、予防接種行政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本脳炎の定期の予防接種については、「日本脳炎の定期の予防接種について」（平成 22 年 4 月 1 日付け健発 0401 第 19 号厚生労働省健康局長通知及び同日付け薬食発 0401 第 25 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）に基づき実施されているところですが、平成 25 年度における、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する取扱いについて、第 8 回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会（平成 24 年 12 月 13 日）での検討を踏まえ、下記のとおりとする予定ですので、予めご留意頂き、貴管下市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等に対し周知方宜しく御願い致します。なお、本内容は、追って通知等でお知らせする予定です。

#### 記

- 1 平成 25 年度に 7 歳又は 8 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者）については第 1 期の初回接種が、9 歳又は 10 歳となる者（平成 15 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者）については第 1 期の追加接種が十分に行われていないことから、平成 25 年度中に、第 1 期の予防接種（以下「1 期接種」という。）の不足分について、積極的な勧奨を御願い致します。
- 2 平成 25 年度に 18 歳となる者（平成 7 年 4 月 2 日（※）から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の予防接種（以下「2 期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 25 年度中に、2 期接種の不足分について、

積極的な勧奨を御願ひ致します。

- 3 積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を完了していた者に対しては、平成25年度より、市町村長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えありません。

(※) 予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第26号）により、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第4項が改正され、平成25年4月1日より、平成17年からの積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期の予防接種を受ける機会を逸した者について、20歳未満の者を定期の予防接種の対象者とする特例規定の対象範囲に、平成7年4月2日生まれ～5月31日生まれの者が追加されます。

**【照会先】**

厚生労働省健康局結核感染症課

電話：03-5253-1111（内線2078）

F A X：03-3581-6251